

納本制度をご存じですか？

国内で発行された全ての出版物は、法律により、国立国会図書館に納入することが義務付けられています。

国立国会図書館法(昭和23年法律第5号)

国立国会図書館とは？

国会に属する日本で唯一の国立の図書館です。国内外の資料・情報を広く収集しており、蔵書数は国内最大です。

収集された資料は、温湿度が適切に管理された書庫に大切に保管され、図書館資料としてさまざまに利用されます。

国立国会図書館は、「納本制度」によって支えられています。



↓切り取って資料送付時の宛名ラベルとしてお使いください。

〒100-8924
東京都千代田区永田町 1-10-1

国立国会図書館
収集書誌部国内資料課 行

納本の宛先

国立国会図書館

収集書誌部 国内資料課

〒100-8924

東京都千代田区永田町 1-10-1

※ご持参の場合

建物西側の職員用通用口(西口)をご利用ください。

受付時間:平日 9:00~17:45

お問い合わせ窓口

【民間出版物の納本全般について】

収集書誌部 国内資料課 収集第一係

電話:03-3581-2331(代表)
(内線:24611)

メール: nocho@ndl.go.jp

FAX:03-3504-1569

【納入出版物代償金について】

収集書誌部 国内資料課 収集第三係

電話:03-3581-2331(代表)
(内線:24630)

メール: nouhon@ndl.go.jp

FAX:03-3504-1569

※電話の受付時間:平日 9:00~17:45

民間出版物の発行者の皆様へ

納本の のうほん お願い



令和6年1月発行

納本制度の趣旨をご理解いただき、皆様のご協力をお願いいたします。

対象となる出版物は？

頒布を目的として、相当部数（通常100部以上）を刊行した、国内発行の出版物です。

図書、雑誌、新聞だけでなく、CD、DVD、ブルーレイ、ゲームソフト、レコード、楽譜、地図なども対象となります。


だれが？

その出版物の発行に責任を有する出版者に納入の義務があります。例えば、出版社、レコード会社、学術団体、自費出版の発行者です。

納入部数は？

納入義務があるのは**1部**です。

納入された出版物は…

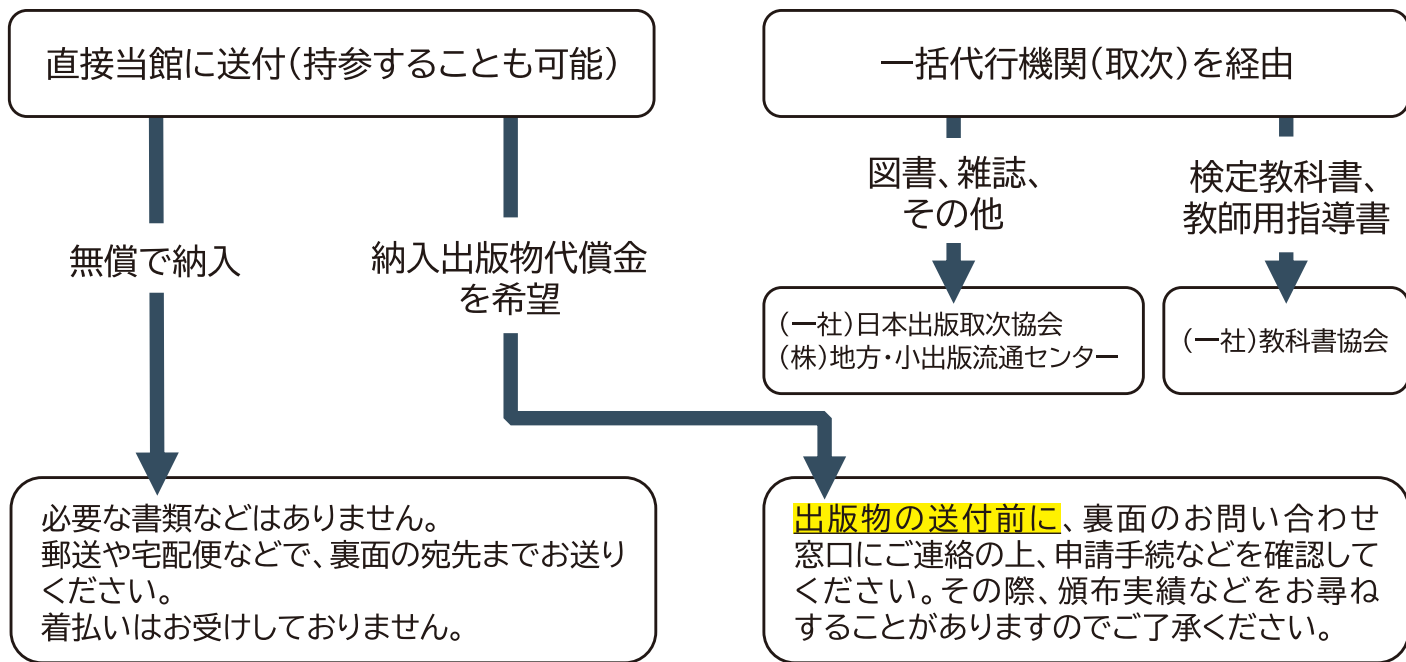


出版物の書誌(タイトル、出版者、著者などの情報)が作成され、国立国会図書館サーチで検索できるようになります。

国立国会図書館サーチ <https://ndlsearch.ndl.go.jp/>

納入方法は？

直接当館に送付する方法と、一括代行機関を経由する方法があります。



受領書を希望する場合…
出版物の送付時に、受領書を希望する旨と受領書の送付先を記したメモなどを添えてください。

納入出版物代償金とは…
納入された出版物の発行者に対して、当該出版物の出版及び納入に通常要すべき費用に相当する金額(通常、小売価格の5割と郵送における最低の料金に相当する金額)を、国の予算からお支払いするものです。

文化的資産として永く保存され、日本国民の知的活動の記録として後世に継承されます。



納本制度の詳細については、当館Webサイトの「納本のお願い」ページをご覧ください。

国立国会図書館 納本のお願い

検索

電子書籍、電子雑誌も収集しています。当館Webサイトの「オンライン資料収集制度(eデポ)」ページをご覧ください。

国立国会図書館 eデポ

検索